

令和6年度 第1回  
さいたま市社会福祉審議会  
高齢者福祉専門分科会

次 第

日時：令和6年8月1日（木）

10時00分～12時00分

場所：ときわ会館3階 第3会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 分科会長選出

4 議 事

- (1) さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の令和5年度の実施状況について
- (2) さいたまいきいき長寿応援プラン2026（さいたま市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画）の概要について

5 その他

6 閉 会

<資料一覧>

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次
- ・ 資料 1                   さいたま市第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の令和 5 年度の実施状況について
- ・ 資料 2                   さいたまいきいき長寿応援プラン 2026（さいたま市第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画）
- ・ 資料 3                   さいたまいきいき長寿応援プラン 2026
- ・ 参考資料 1               さいたま市社会福祉審議会条例<抜粋>
- ・ 参考資料 2               高齢者福祉専門分科会について

さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

委員名簿

(令和6年8月1日現在)

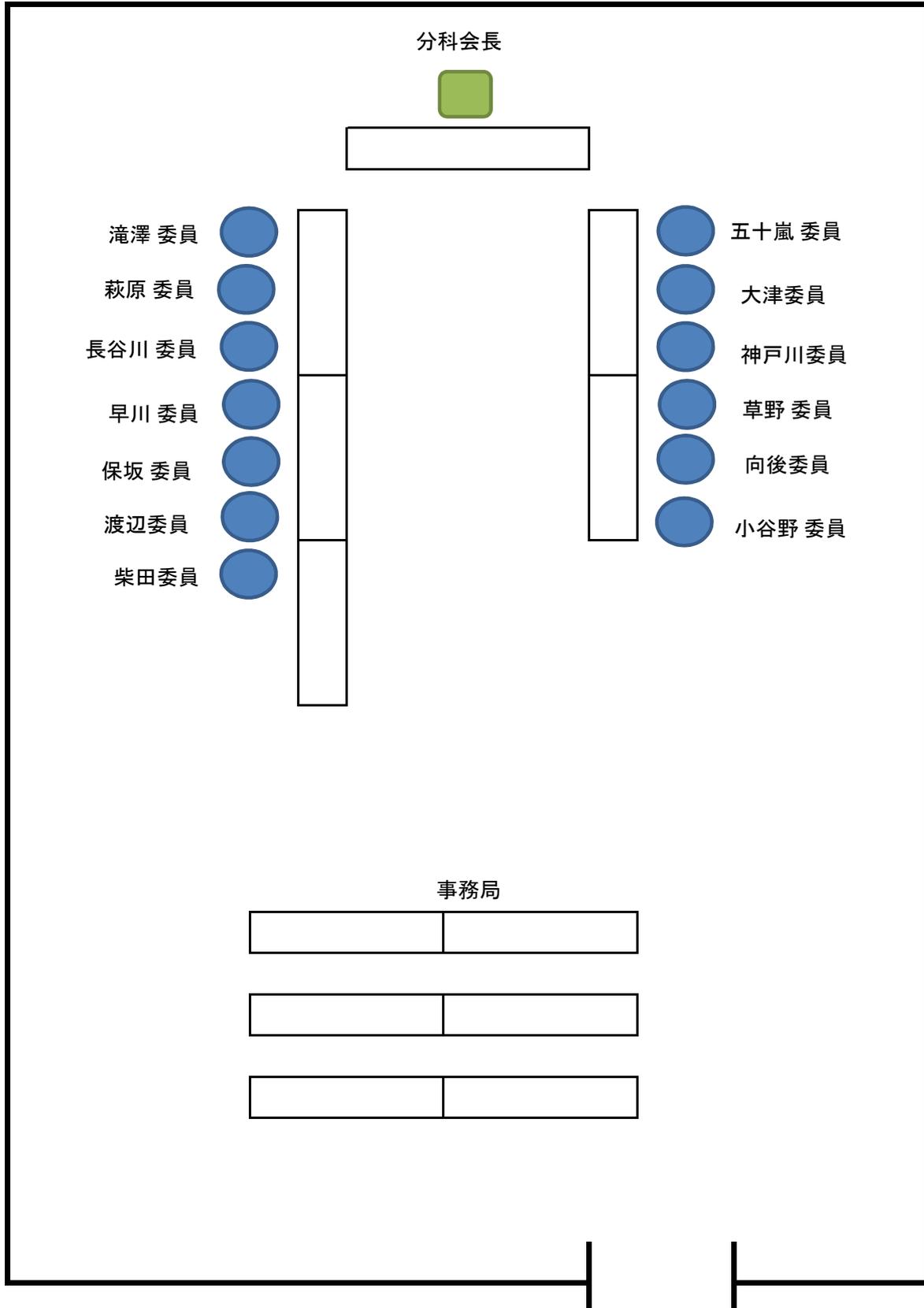
役職	氏名	団体名	出欠
	五十嵐 光一郎	さいたま市自治会連合会	○
	大津 唯	埼玉大学大学院人文社会科学研究科	○
	神戸川 歩	公募委員	○
	草野 敏行	埼玉県福祉部高齢者福祉課	○
	向後 佑希	さいたま市薬剤師会	○
	小谷野 俊啓	さいたま市歯科医師会	○
	柴田 京子	特定非営利活動法人ケアハンズ	○
	滝澤 玲子	公募委員	○
	萩原 淳子	さいたま市老人福祉施設協議会	○
	長谷川 幹夫	公募委員	○
	早川 かおる	さいたま市南区赤十字奉仕団	○
	保坂 由枝	さいたま市介護支援専門員協会	○
	若杉 直俊	南平野クリニック	×
	渡辺 充	さいたま市老人クラブ連合会	○

(全14名、敬称略)

令和6年度  
第1回さいたま市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 席次

日時: 令和6年8月1日(木)10時00分～

会場: ときわ会館3階 第3会議室



令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

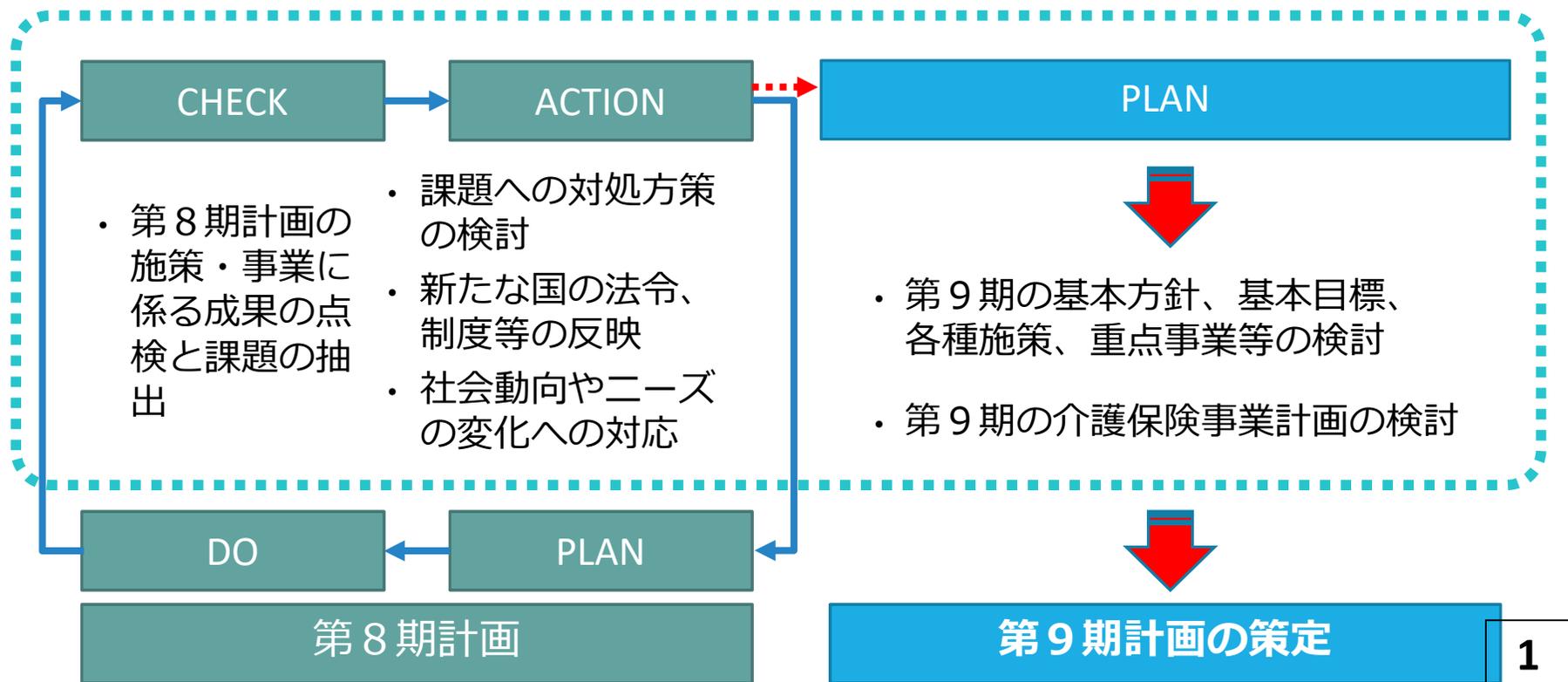
## さいたま市 第8期

# 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 令和5年度の実施状況について

福祉局 長寿応援部  
高齢福祉課  
いきいき長寿推進課  
介護保険課

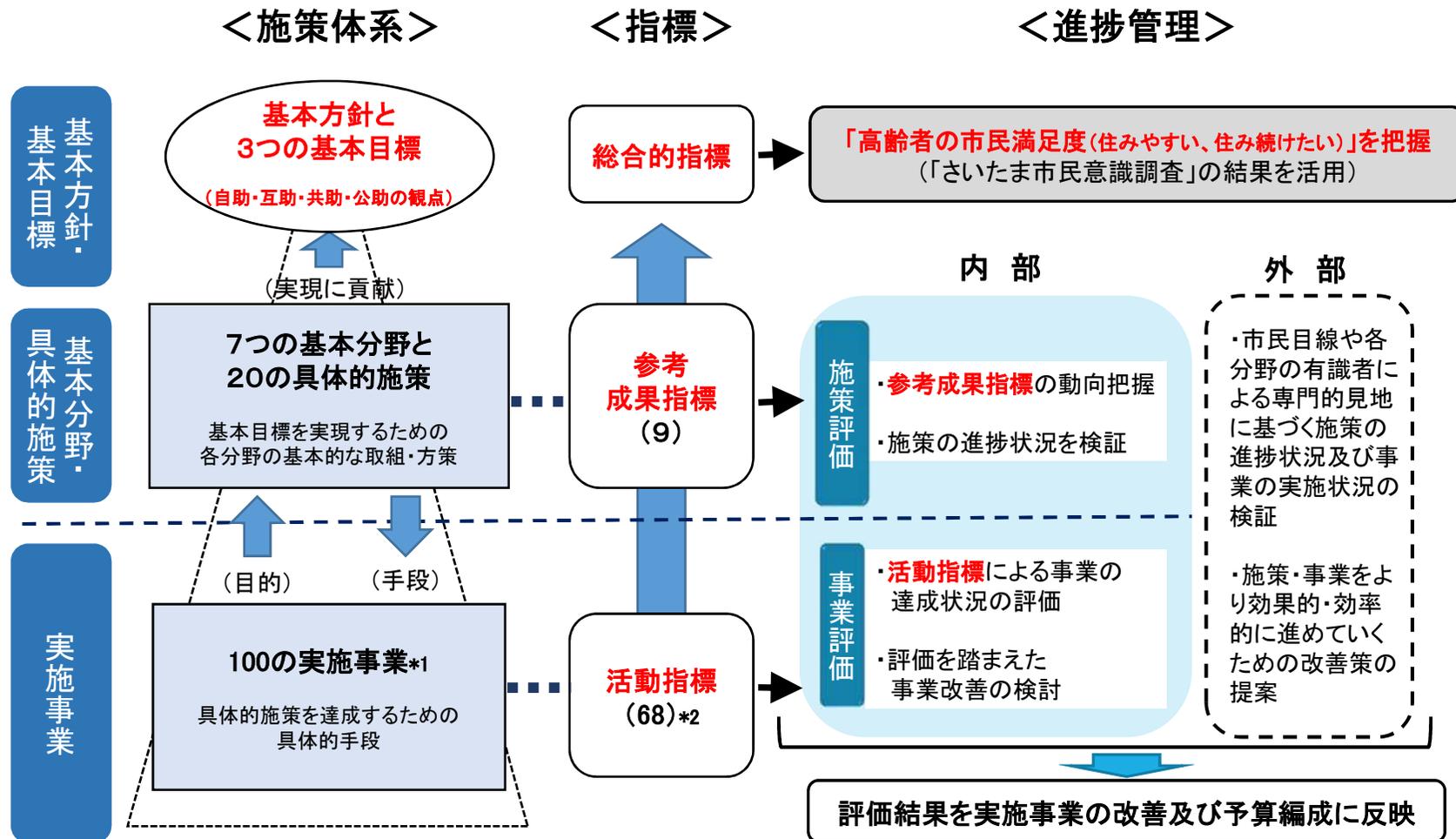
# 計画の進捗管理(PDCA)

- 毎年度、事業の実施状況と「活動指標」を把握し、個々の「事業レベル」の進捗状況を確認。
- 加えて、9つの「参考成果指標」を把握し、「施策レベル」での進捗(評価)を確認。
- 同時に、進捗管理の結果を「高齢者福祉専門分科会」に報告するとともに、必要に応じて、指標や事業の実施方法の見直し等についてご意見を伺い、第9期の計画の検討に反映。
- これらの内容は、市ホームページ等を通じて、市民に情報提供する。



# 進捗管理の体系

- 毎年度の計画の進捗管理(PDCA)においては、68の「活動指標(事業レベル)」及び9つの「参考成果指標(施策レベル)」の活用に加え、総合的な指標として「高齢者の市民満足度」を把握。  
(「さいたま市民意識調査」の結果を活用)



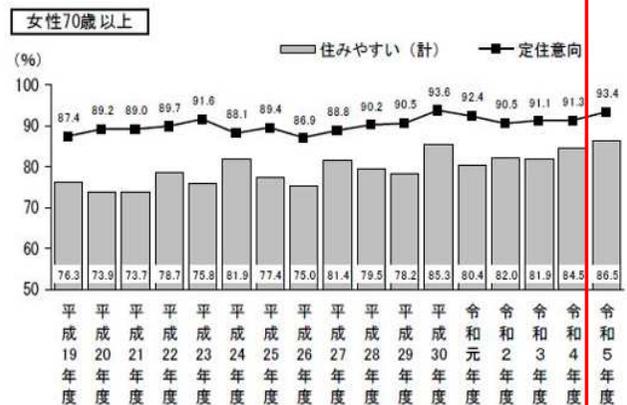
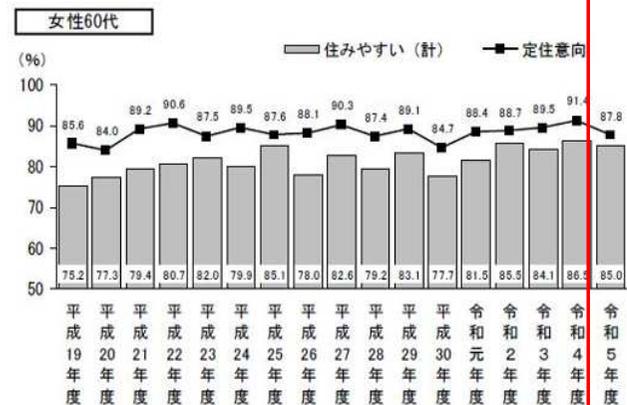
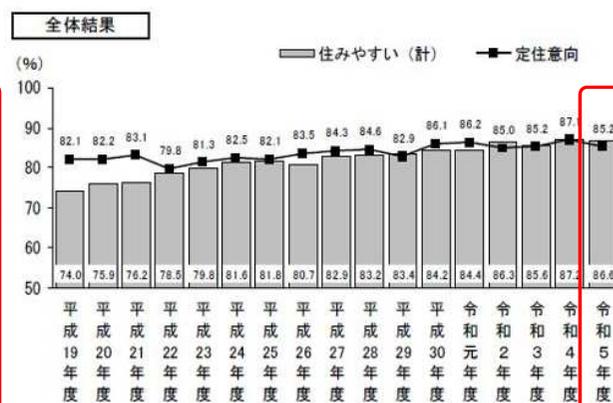
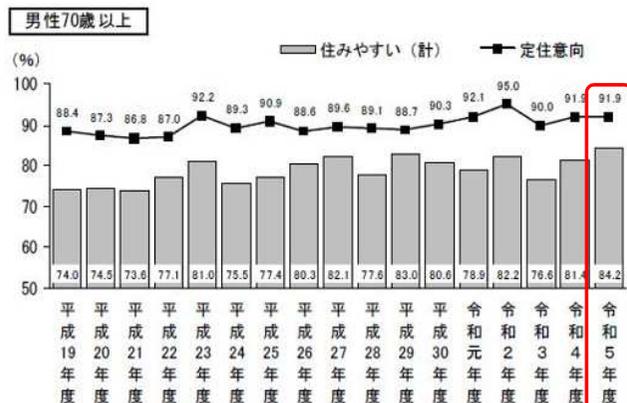
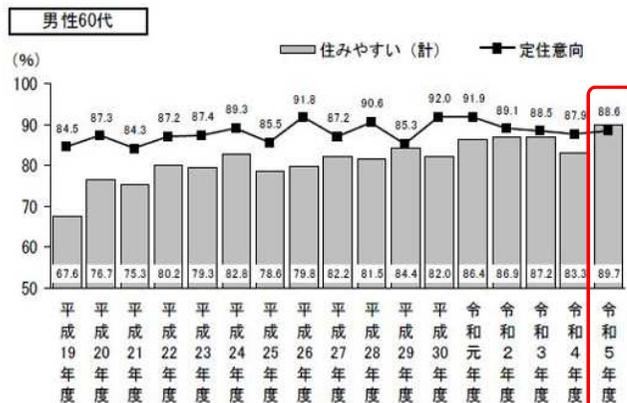
\*1 再掲事業(5事業)を含めると実施事業数は105  
\*2 再掲活動指標(5指標)を含めると活動指標数は73

# 総合的指標 さいたま市民意識調査結果 「高齢者(70歳以上)の市民満足度(住みやすい、住み続けたい)」の把握

- 本計画の進捗管理(PDCA)における総合的な指標として「高齢者(70歳以上)の市民満足度」を把握。
- 70歳以上の市内在住高齢者のうち、男性・女性ともに8割以上が「住みやすい」と回答。  
また、男性・女性ともに9割以上が「住み続けたい」と回答(令和5年度)。

## <住みやすさと定住意向の推移(性・年代別)>

## <同全体結果(参考)>



## <回答者の基本構成(参考)>

(2) 年代

属性	回答者数	比率	市全体の人口比率
18~19歳	35	1.6%	2.2%
20代	186	8.4	13.5
30代	304	13.7	15.0
40代	385	17.4	17.5
50代	435	19.6	17.9
60代	390	17.6	12.2
70歳以上	457	20.6	21.7
無回答	23	1.0	
全体	2,215	100.0	100.0

(出典) 令和5年度さいたま市民意識調査報告書(さいたま市広聴課)

# 参考成果指標の動向把握

- 本計画の基本分野・施策における以下の参考成果指標について、令和5年度の実績値を把握。
- 介護認定率(No.4~5)については、基準値との比較で、65歳以上全体で上回り、75歳から79歳までで下回り、介護認定者の内、維持・軽度化した割合(No.6)は上回っている。

No.	参考成果指標	関連する基本分野	基準値	実績値 R3年度	実績値 R4年度	実績値 R5年度
1	主観的幸福度	①~⑥	7.2点/10点 (R1年度)	-	7.2点/10点	-
2	社会参加状況	①~③⑥	73.0% (R1年度)	-	77.5%	-
3	主観的健康度	①③	80.8% (R1年度)	-	84.0%	-
4	介護認定率(65歳以上)	①②⑦	17.4% (R1年度)	18.0%	18.28%	18.71%
5	介護認定率(75歳~79歳)	①②⑦	12.5% (R1年度)	12.1%	11.6%	11.3%
6	介護認定者の維持・軽度化した割合	①②⑦	76.6% (R1年度)	82.9%	79.6%	78.6%
7	健康寿命(65歳に達した市民が健康で自立した生活を送ることができる期間)	①②⑦	男性17.74年 女性20.50年 (H30年度)	17.83年 20.62年 (R1年度)	17.92年 20.67年 (R2年度)	18.09年 20.92年 (R3年度)
8	地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合	②~⑤	54.3% (R2年度)	52.5%	52.8%	53.6%
9	「学習機会を得ている」と感じる市民の割合	②	48.4% (R2年度)	47.8%	48.1%	49.2%
10	「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合	②	24.6% (R2年度)	22.9%	24.4%	23.5%
11	市民の就業率	①②	60.1% (R2年度)	59.3%	61.0%	63.3%

# 令和5年度の実施状況の確認方法

- ① 事業全体（活動指標を設定しない事業を含む全105事業 \*再掲5事業を含む）
- ② 3つの「重点施策」
- ③ 7つの「基本分野」別
- ④ 7つの「基本分野」の内訳（施策）別 の実施状況を順に確認

## ■ 第8期計画における7つの「基本分野」及び3つの「重点施策」

### 基本分野

- ① 健康の維持と介護予防を進めます
- ② 高齢者が活躍できる場を確保します
- ③ 地域で幅広く高齢者の生活を支援します
- ④ 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します
- ⑤ 誰もが安心して暮らせる環境を整備します
- ⑥ 介護サービス等の充実を図ります
- ⑦ 医療と介護の連携を強化します

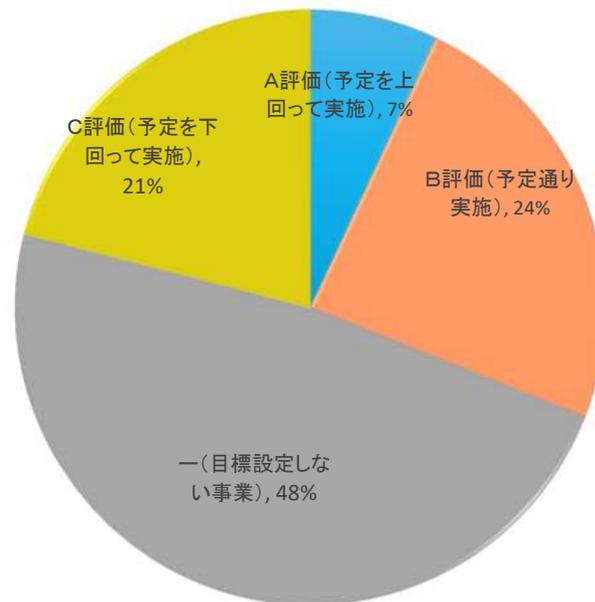
### 重点施策

1. 介護予防・重度化防止の推進
2. セカンドライフの充実
3. 地域の支え合いによる生活支援の体制整備

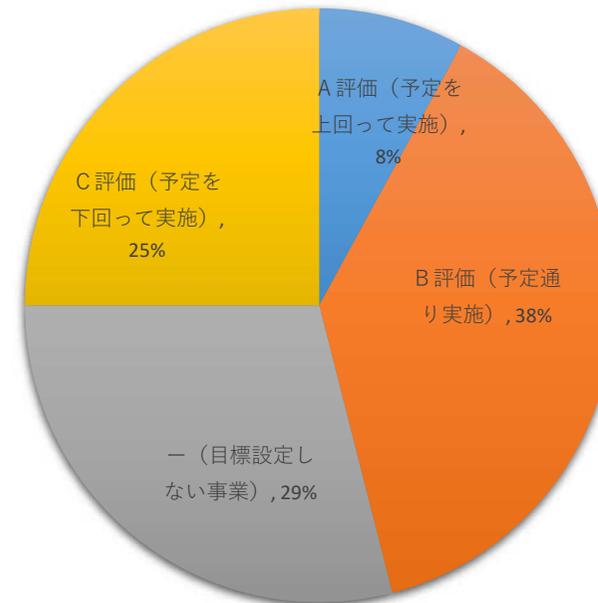
# 第8期計画の実施状況①②(事業全体・重点施策全体)

- **事業全体**では、「A:目標を上回って達成」「B:目標をおおむね達成」「-:目標を設定しない事業」を合わせた**約8割の事業が予定通りに実施**された。
- **3つの重点施策全体**では、「A:目標を上回って達成」「B:目標をおおむね達成」「-:目標を設定しない事業」を合わせた**約75%の事業が予定通りに実施**された。

全105事業(再掲含)



重点施策事業(24事業)

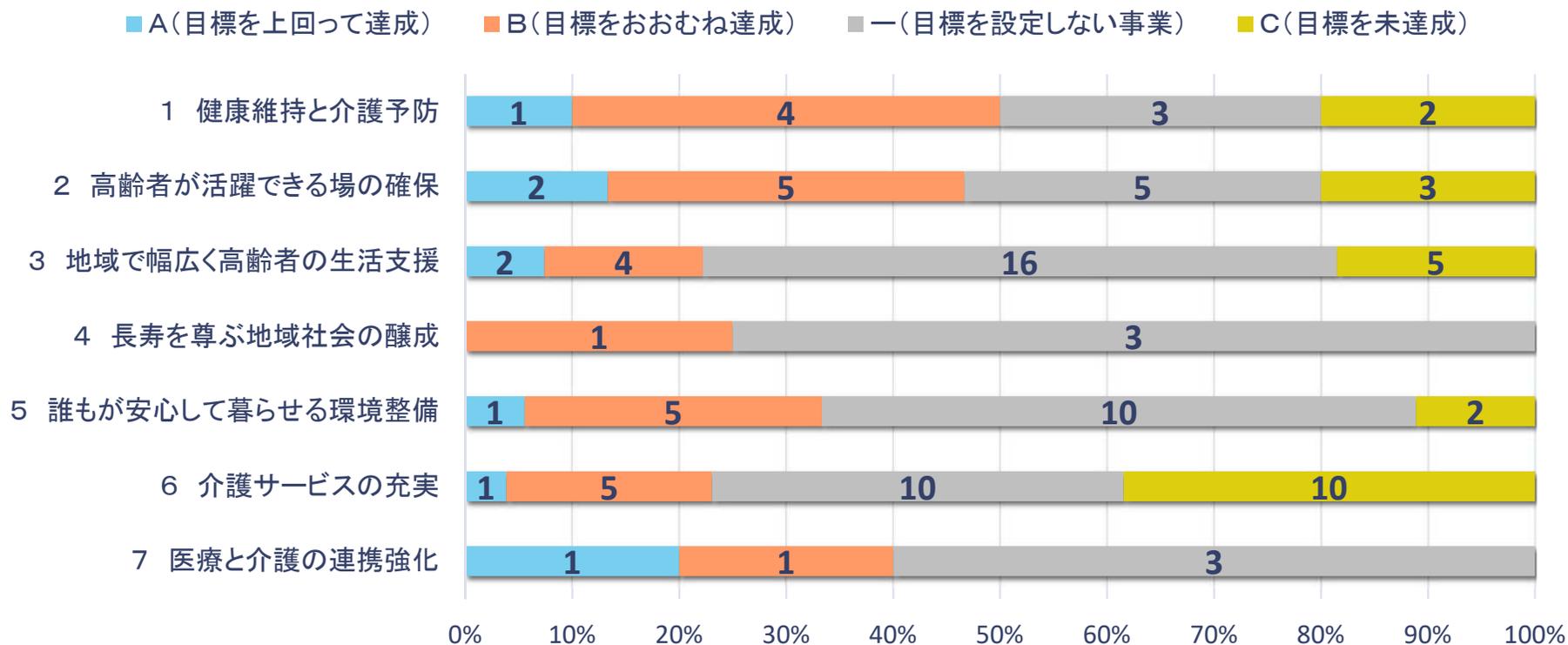


(備考)ABCの基準は、A(目標に対する実績が110%以上)、B(90%以上110%未満)、C(90%未満)

# 第8期計画の実施状況③(基本7分野別)

- 7つの基本分野別では、分野1から分野5、分野7の6分野で、**8割以上の事業が予定通りに実施**された。
- 一方で、**分野6(介護サービスの充実)**では、**予定通り実施された事業が7割以下**となっており、比較的事業の遅れがみられた。

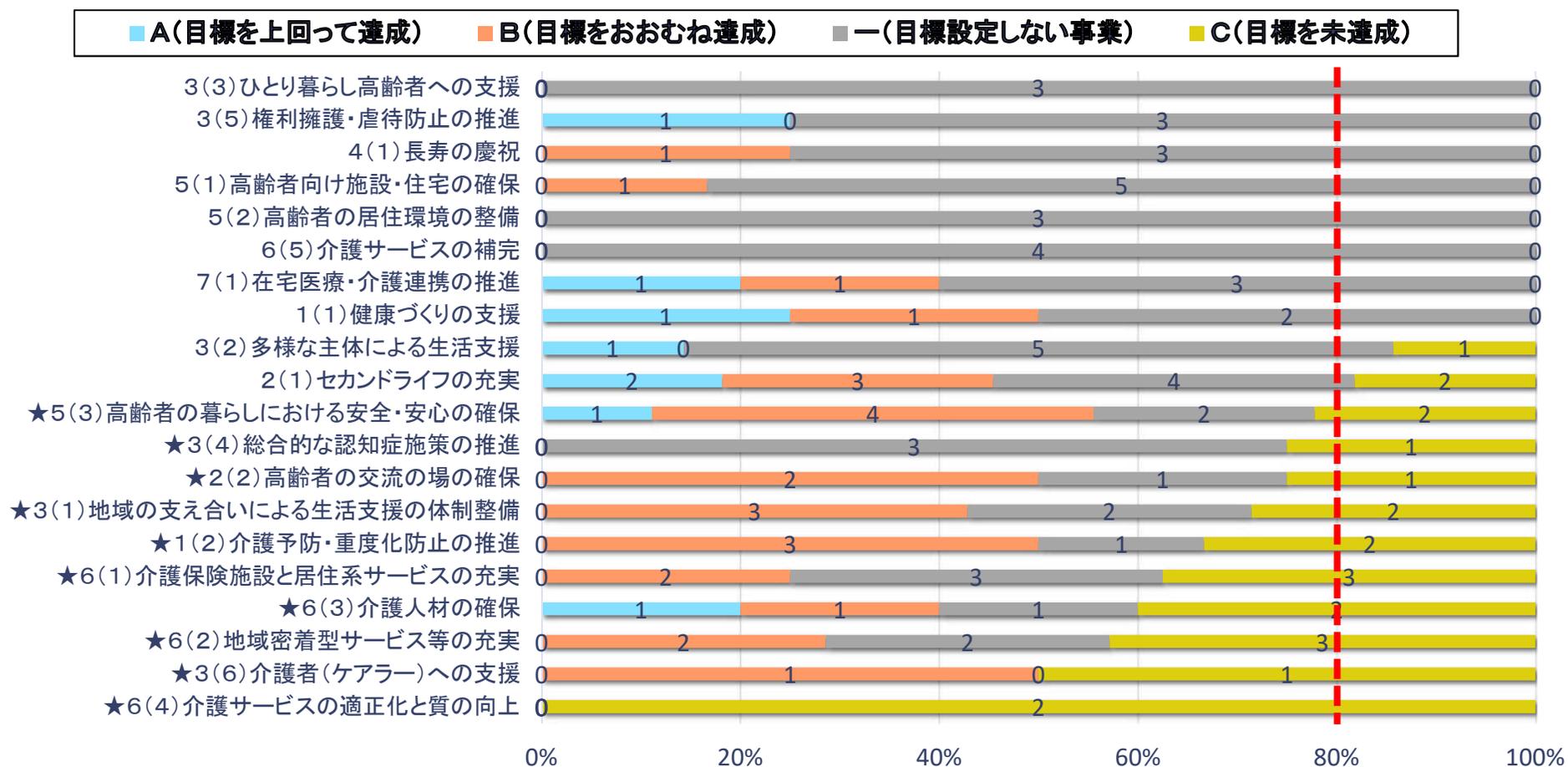
## 基本7分野別(105事業)



# 第8期計画の実施状況④(施策別)

- 基本分野の内訳(20の施策)別に分析すると、「C(目標を未達成)」の事業が2割以上を占める(達成率が8割未満の)施策は以下、「★」の10施策となった。

## 施策別(20施策、達成率順)



# (参考) 主な事業の令和5年度の計画と実績

基本分野	事業名	活動指標	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				目標・実績	評価	目標・実績	評価	目標・実績	評価
分野1	(2)-① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	①事業実施日常生活圏域数	計画	14圏域	B	18圏域	B	22圏域	B
			実績	14圏域		18圏域		22圏域	
		②保健指導等の参加率	計画	10%	A	12.5%	A	15.0%	B
			実績	15.7%		18.20%		15.8%	
		③保健指導の参加者のうち、生活習慣を改善する意欲のある人の割合	計画	60%	B	65%	B	70%	B
			実績	64%		65%		71%	
		④通いの場等で健康教育等を受けた方が「とても満足」「満足」と回答した割合	計画	82%	A	84%	A	86%	A
			実績	99%		98%		98%	
	(2)-③ 介護予防に関する教室や講座の実施	通いの場への高齢者の参加者数	計画	6,800人	C コロナ	15,000人	A	18,000人	B
			実績	5,710人		17,129人		18,008人	
(2)-④ 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成	いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合	計画	41%	A	55%	B	56%	C	
		実績	54%		53%		50%		
分野2	(1)-① セカンドライフ支援センター(り・とらいふ)の運営	相談件数	計画	1,260件	B	1,290件	A	1,320件	A
			実績	1,214件		1,617件		1,694件	
	(1)-② 高齢者の外出及び生きがいづくり活動の支援	①シルバーポイント(長寿応援ポイント)登録者数	計画	40,000人	C コロナ	41,000人	C コロナ	42,000人	C
			実績	38,675人		39,161人		40,011人	
		②アクティブチケット新規交付者数	計画	6,900人	C コロナ	7,200人	C コロナ	7,500人	C
	実績		2,266人	2,701人		2,976人			
	③シルバー元気応援ショップ協賛店舗増加数	計画	60店	A	60店	B	60店	B	
		実績	73店		60店		60店		
	(1)-③ 高齢者によるボランティア活動の支援	シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)登録者数	計画	11,200人	C コロナ	11,500人	C コロナ	11,800人	C
			実績	10,676人		10,653人		10,815人	
	(1)-⑤ シニアユニバーシティの運営等	講座参加者が講座内容について「とても満足」「満足」と回答した割合	計画	78%	A	94%	B	94%	B
			実績	94%		93%		93%	
(2)-④ 高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営	東楽園再整備の進捗度	計画	建築実施設計着手	B	造成工事・建築工事着手	B	造成工事完了	B	
		実績	建築実施設計着手		造成工事・建築工事着手		造成工事完了		

(備考) ABCの基準は、A(目標に対する実績が110%以上)、B(90%以上110%未満)、C(90%未満)

# (参考) 主な事業の令和5年度の計画と実績

基本分野	事業名	活動指標	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
				目標・実績	評価	目標・実績	評価	目標・実績	評価
分野3	(1)-① 地域包括支援センターの機能強化等	地域包括支援センターの認知度	計画	56%	B	58%	B	60%	B
			実績	56%		55%		62%	
	(2)-① 見守り活動の推進	高齢者見守りの活動者数	計画	4,000人	A	4,500人	A	6,200人	A
			実績	4,426人		6,136人		7,156人	
	(2)-② 高齢者によるボランティア活動の支援 <再掲>	シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)登録者数	計画	11,200人	C コロナ	11,500人	C コロナ	11,800人	C
			実績	10,676人		10,653人		10,815人	
	(4)-① 認知症に対する正しい理解の普及	①認知症サポーターの養成数	計画	8,800人	C コロナ	8,900人	C コロナ	9,000人	C
			実績	2,727人		3,185人		5,267人	
②認知症サポーターステップアップ講座の参加者が「とても満足」「満足」と回答した割合		計画	82%	A	93%	B	93%	B	
		実績	92.8%		93.9%		96%		
分野5	(1)-① 有料老人ホームの指導・監督	立入検査数	計画	45件	B	45件	B	45件	B
			実績	45件		45件		46件	
分野6	(1)-⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険施設等の公募数に対する採択数の割合	計画	78%	A	90%	C コロナ	90%	C
			実績	99.8%		75.9%		13.6%	
	(3)-③ 処遇改善加算取得の促進	介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業所数の割合	計画	78%	B	81%	B	84%	B
			実績	74.8%		76.50%		79.60%	
	(3)-④ 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成 <再掲>	いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合	計画	41%	A	55%	B	56%	C
			実績	56%		53%		50%	

(備考)ABCの基準は、A(目標に対する実績が110%以上)、B(90%以上110%未満)、C(90%未満)

# 第8期介護保険事業計画の令和5年度の実施状況

- 令和5年度は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については達成、その他の種別については未達成となった。
- 未達成の主な要因としては、公募の申込みが計画数に達しなかったことや、事業者から事業計画の取り下げがあったためである。

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和5年度 実施状況
	目標数	実績	目標数	実績	目標数	実績	
介護医療院	314人	245人	514人	345人	714人	495人	未達成
(介護予防)特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)	8,450人	8,430人	8,850人	8,803人	9,250人	8,819人	未達成
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	66か所	69か所	71か所	71か所	76か所	72か所	未達成
	1,321人	1,375人	1,411人	1,420人	1,501人	1,438人	
地域密着型特定施設入所者生活介護	2か所	1か所	3か所	2か所	4か所	2か所	未達成
	58人	29人	87人	57人	116人	57人	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	7か所	5か所	9か所	6か所	11か所	6か所	未達成
	198人	140人	256人	164人	314人	164人	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9か所	9か所	10か所	10か所	10か所	10か所	達成
(介護予防)認知症対応型通所介護	16か所	14か所	18か所	13か所	20か所	13か所	未達成
看護小規模多機能型居宅介護	4か所	4か所	5か所	4か所	6か所	4か所	未達成
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	17か所	16か所	19か所	16か所	21か所	17か所	未達成

# 令和5年度の振り返り

## 基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます

### 予定通り実施できなかった主な事業

- 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成
- 地域リハビリテーション活動の支援

### 予定通り実施した主な事業

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 介護予防に関する教室や講座の実施

### 取組の方向性

- 高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりの低下といったフレイル状態になりやすい。

⇒ **引き続き、新しい形での介護予防活動について検討を進め、  
高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していく必要がある。**

# 令和5年度の振り返り

## 基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します

### 予定通り実施できなかった主な事業

- 高齢者の外出及び生きがいき活動の支援(アクティブチケット)
- 高齢者によるボランティア活動の支援(シルバーポイント(いきいきボランティアポイント))

### 予定通り実施した主な事業

- セカンドライフ支援センター(り・とらいふ)の運営
- 地域におけるボランティア研修講座の開催
- 東楽園の再整備

### 取組の方向性

- 新規登録者数増加のために、イベント会場や関係機関等へ事業PR活動を行ったが、転出・死亡等により新規登録者数に対し減少数が拮抗し、登録者数が伸び悩んでいる。

⇒ セカンドライフ支援センター、シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)、アクティブチケットについて、

SNSを活用し、効果的な周知方法を模索しながら働きかけを行う。

# 令和5年度の振り返り

## 基本分野3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します

### 予定通り実施できなかった主な事業

- 認知症に対する正しい理解の普及（認知症サポーターの養成）
- 【再掲】高齢者によるボランティア活動の支援（シルバーポイント（いきいきボランティアポイント））

### 予定通り実施した主な事業

- 見守り活動の推進
- 虐待防止、早期発見、対応の推進

### 取組の方向性

- 認知症サポーター養成講座の個人向け講座の開催を企画し、市報等で幅広く広報を行うことで幅広い世代が講座を受講できるよう受講機会の拡大を図る。
- 小学校、中学校、高等学校等に対して、改めて講座開催の働きかけを行うことで、団体主催の講座開催の取組を支援する。

⇒ 幅広い世代や様々な団体にアプローチし、認知症の理解を深めるための取組を更に拡充する。

# 総括

## — 第9期計画において取り組むべき施策の整理

### 自助

- フレイル状態など生活機能の低下や要支援状態における重度化を防止するための介護予防の推進
- 高齢者が自分らしく活躍できる場を確保し、その活力を地域社会へと還元する取組の促進

### 互助

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための生活支援体制の整備や、地域の支え合い活動への意識の醸成

### 共助・公助

- 高齢者が地域で安心して暮らすための居住環境や介護サービスの充実、医療と介護の連携強化による、生活基盤の整備

## ＜参考資料＞

---

さいたま市 第8期  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

# 概 要



# 計画の基本方針と参考成果指標

- 基本方針に「生涯現役での活躍」と「住み慣れた地域で健康に暮らせる環境づくり」という2つの行動軸を設定。
- 基本方針の実現状況をより分かりやすく示すため、新たに9つの参考成果指標を設定。

## ■基本方針

市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ることで、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

## ■9つの参考成果指標

- ① 主観的幸福度
- ② 社会参加状況
- ③ 主観的健康度
- ④ 介護認定率
- ⑤ 健康寿命
- ⑥ 地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合
- ⑦ 「学習機会を得ている」と感じる市民の割合
- ⑧ 「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合
- ⑨ 市民の就業率

# 計画の施策体系

- 一人ひとりの取組である「自助」、支え合いの取組である「互助」、介護保険制度とこれを補完する福祉サービスである「共助・公助」の視点を、3つの基本目標として新たに設定。
- 基本目標の下、第7期から引き続き、7つの基本分野と3つの重点施策を推進。全100事業を実施

**基本目標 1** 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者が自ら健康維持と介護予防に努め、活躍できる場を確保する取組を推進します

「自助」の観点

**基本分野 1** 健康の維持と介護予防を進めます

- (1) 健康づくりの支援
- (2) ★介護予防・重度化防止の推進

**基本分野 2** 高齢者が活躍できる場を確保します

- (1) ★セカンドライフの充実
- (2) 高齢者の交流の場の確保

★は第7期から継続する重点施策

**基本目標 2** 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します

「互助」の観点

**基本分野 3** 地域で幅広く高齢者の生活を支援します

- (1) ★地域の支え合いによる生活支援の体制整備
- (2) 多様な主体による生活支援
- (3) ひとり暮らし高齢者への支援
- (4) 総合的な認知症施策の推進
- (5) 権利擁護・虐待防止の推進
- (6) 介護者（ケアラー）への支援

「認知症施策推進計画」  
「成年後見利用促進計画」として一体的に策定

**基本分野 4** 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します

- (1) 長寿の慶祝

**基本目標 3** 高齢者が安心して暮らせるよう、居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります

「共助・公助」の観点

**基本分野 5** 誰もが安心して暮らせる環境を整備します

- (1) 高齢者向け施設・住宅の確保
- (2) 高齢者の居住環境の整備
- (3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保

**基本分野 6** 介護サービス等の充実を図ります

- (1) 介護保険施設と居住系サービスの充実
- (2) 地域密着型サービス等の充実
- (3) 介護人材の確保
- (4) 介護サービスの適正化と質の向上
- (5) 介護サービスの補完

**基本分野 7** 医療と介護の連携を強化します

- (1) 在宅医療・介護連携の推進

施策の推進に際しては、

コロナ禍における福祉活動の現状と課題を踏まえ、

①不安解消のための正確で分かりやすい情報の収集・提供、

②これまでのつながりの手段や活動の手段の「置き換え」の促進、

③元気な高齢者と要支援・要介護者の両者をケアしていくことなど、

必要な取組を併せて進めます。

(第4回計画検討会での御意見を反映)

# 基本目標1（自助） 主な事業（全25事業）

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、  
高齢者が自ら健康維持と介護予防に努め、活躍できる場を確保する取組を推進します。

## ◆基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます（全10事業）

施策	主な事業（活動指標を設定する事業）	事業総数
(1)健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育の実施</li> <li>健(検)診の実施</li> </ul>	4
(2)【重点施策】 介護予防・重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</li> <li>介護予防に関する教室や講座の実施</li> <li>介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成</li> <li>地域リハビリテーション活動の支援</li> <li>短期集中予防サービスモデル事業の実施</li> </ul>	6

## ◆基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します（全15事業）

施策	主な事業（活動指標を設定する事業）	事業総数
(1)【重点施策】 セカンドライフの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>セカンドライフ支援センター(リ・とらいふ)の運営</li> <li>高齢者の外出及び生きがいづくり活動の支援</li> <li>高齢者によるボランティア活動の支援</li> <li>地域におけるボランティア研修講座の開催</li> <li>シニアユニバーシティの運営等生涯学習機会の提供</li> <li>シルバー人材センターを通じた就業の促進</li> </ul>	11
(2)高齢者の交流の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の集いの場に対する支援</li> <li>高齢者のスポーツ・文化活動の活性化</li> <li>高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営</li> </ul>	4

# 基本目標2(互助) 主な事業 (全31事業)

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、  
様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します。

## ◆基本分野3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します (全27事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)【重点施策】 地域の支え合いによる生活支援の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター(シニアサポートセンター)の機能強化等</li> <li>地域ケア会議の開催</li> <li>地域の担い手の養成</li> <li>住民主体による生活支援モデル事業の実施</li> <li>生活を支える移動手段の充実</li> </ul>	7
(2)多様な主体による生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り活動の推進</li> <li>高齢者によるボランティア活動の支援&lt;再掲&gt;</li> </ul>	7
(3)ひとり暮らし高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急通報機器等を用いたひとり暮らし高齢者の見守り</li> </ul>	3
(4)総合的な認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に対する正しい理解の普及</li> </ul>	4
(5)権利擁護・虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止、早期発見、対応の推進</li> </ul>	4
(6)介護者(ケアラー)への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護者が集い、相談できる場の確保</li> <li>家族介護者の周知及び支援体制の充実</li> </ul>	2

## ◆基本分野4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します (全4事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業)	事業総数
(1)長寿の慶祝	<ul style="list-style-type: none"> <li>敬老祝金の支給</li> </ul>	4

# 基本目標3(共助・公助) 主な事業(全49事業)

高齢者が安心して暮らせるよう、  
居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります。

## ◆基本分野5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します (全18事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1) 高齢者向け施設・住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料老人ホームの指導・監督</li> </ul>	6
(2) 高齢者の居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防のための住宅改修に対する支援</li> </ul>	3
(3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談の実施</li> <li>生活を支える移動手段の充実&lt;再掲&gt;</li> <li>道路・交通におけるバリアフリー化の推進</li> <li>高齢者の交通事故の減少</li> <li>災害時における高齢者の安全確保</li> <li>高齢者家庭防火訪問の実施</li> <li>緊急時安心キットの広報</li> </ul>	9

## ◆基本分野7 医療と介護の連携を強化します (全5事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業)	事業総数
(1) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護関係者への研修の実施</li> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備&lt;再掲&gt;</li> </ul>	5

# 基本目標3(共助・公助) 主な事業(全49事業)

高齢者が安心して暮らせるよう、

居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります。

## ◆基本分野6 介護サービスの充実を図ります (全26事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)介護保険施設と居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護医療院への転換</li> <li>特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)への転換</li> <li>認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)の整備</li> <li>地域密着型特定施設入居者生活介護の整備</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備</li> </ul>	8
(2)地域密着型サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービス運営委員会の開催</li> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備</li> <li>認知症対応型通所介護の整備</li> <li>小規模多機能型居宅介護の整備</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の整備</li> </ul>	7
(3)介護人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護業界のイメージアップに向けた普及啓発</li> <li>処遇改善加算取得の促進</li> <li>介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成&lt;再掲&gt;</li> <li>地域の担い手の養成&lt;再掲&gt;</li> </ul>	5
(4)介護サービスの適正化と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付の適正化推進</li> <li>サービス事業者への指導監査の実施</li> </ul>	2
(5)介護サービスの補完	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度の要介護状態にある高齢者とその家族に対する支援</li> </ul>	4

# 主な施設サービスの整備計画

施設種類	令和2年度末累計 (見込み)	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年	第8期 計画計
<b>1 介護保険施設</b>					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6,917人	—	—	—	0人
介護老人保健施設	3,098人	—	—	—	0人
介護医療院 ※1	114人	200人	200人	200人	600人
介護療養型医療施設	142人	—	—	—	0人
<b>2 地域密着型サービス</b>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8か所	1か所	1か所	—	2か所
地域密着型通所介護	98か所	—	—	—	—
(介護予防)認知症対応型通所介護	14か所	2か所	2か所	2か所	6か所
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	15か所	2か所	2か所	2か所	6か所
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1,231人	90人	90人	90人	270人
地域密着型特定施設入居者生活介護	29人	29人	29人	29人	87人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	140人	58人	58人	58人	174人
看護小規模多機能型居宅介護	3か所	1か所	1か所	1か所	3か所
<b>3 高齢者施設</b>					
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	0人	—	—	—	0人
特定施設入居者生活介護(混合型) ※2 (有料老人ホーム等)	8,050人	400人	400人	400人	1,200人

※1 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設からの転換に限ります。

※2 新設による整備は行いません。令和3年4月1日において既に届出又は登録のある高齢者向け集合住宅(住宅型有料老人ホーム及び住宅型サービス付き高齢者向け住宅)からの転換に限ります。



令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

資料2

# さいたま いきいき長寿応援プラン2026

さいたま市 第9期  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画

福祉局 長寿応援部  
高齢福祉課  
いきいき長寿推進課  
介護保険課

# 構成

---

- 本市の高齢者数の見通し
  - 平均寿命と健康寿命
  - 要支援・介護認定者数と認定率の見込み
  
  - 高齢者福祉をめぐる社会変化・政策動向
  - 計画の基本方針と総合・成果指標
  - 計画の施策体系
  
  - 基本目標1(自助) 主な事業 (全26事業)
  - 基本目標2(互助) 主な事業 (全36事業)
  - 基本目標3(共助・公助) 主な事業 (全50事業)
  
  - 第3章 認知症施策推進計画
  - 第4章 成年後見制度利用促進計画
  - 第5章 各区の取組
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の待機者解消方針
  - 主な施設サービスの整備計画
  
  - 第9期介護保険料基準額と改定の主な要因
  - 第9期介護保険料の段階設定
  
  - ◆ 計画の進捗管理(PDCA)

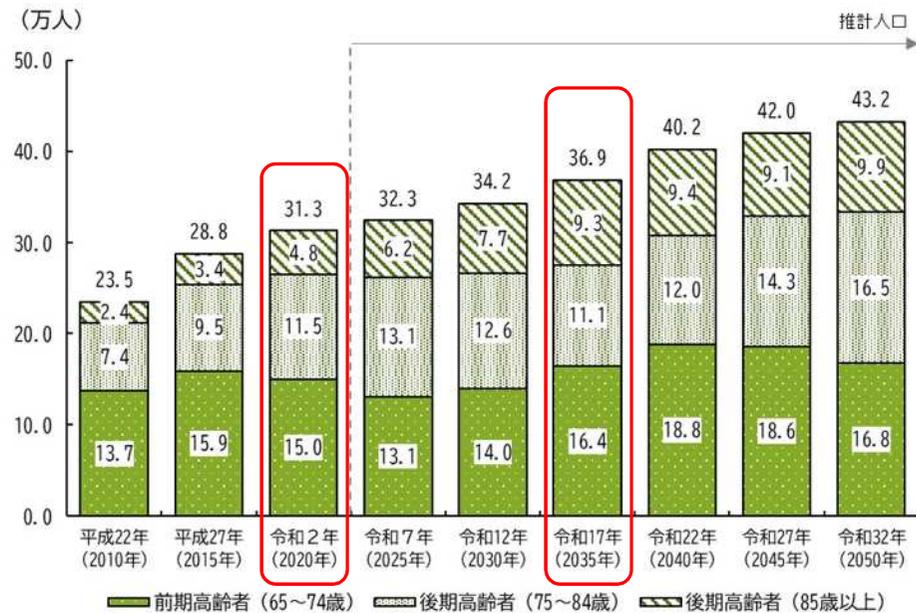
# 本市の高齢者数の見通し

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、市民の4人に1人が高齢者。
- 「団塊ジュニア」世代が65歳以上を迎える令和22(2040)年には、市民の3人に1人が高齢者。
- 介護ニーズが高い85歳以上の後期高齢者は、令和17(2035)年には9.3万人(令和2(2020)年比約2倍)に増加。
- 高齢者の割合が急増する一方、現役世代の人口(生産年齢人口)が急減していく見込み。

本市の年齢4区分別人口の見通し



本市の前期高齢者・後期高齢者数の見通し



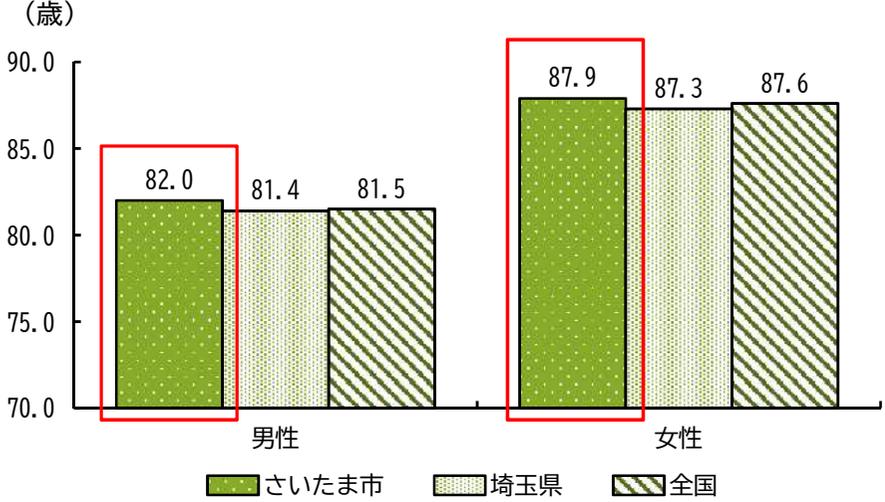
資料：令和2年(2020年)までは、「国勢調査」(総務省)に基づきます。令和7年(2025年)以降は、国立社会保障・人口問題研究所から発表された推計値です。  
※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

# 平均寿命と健康寿命

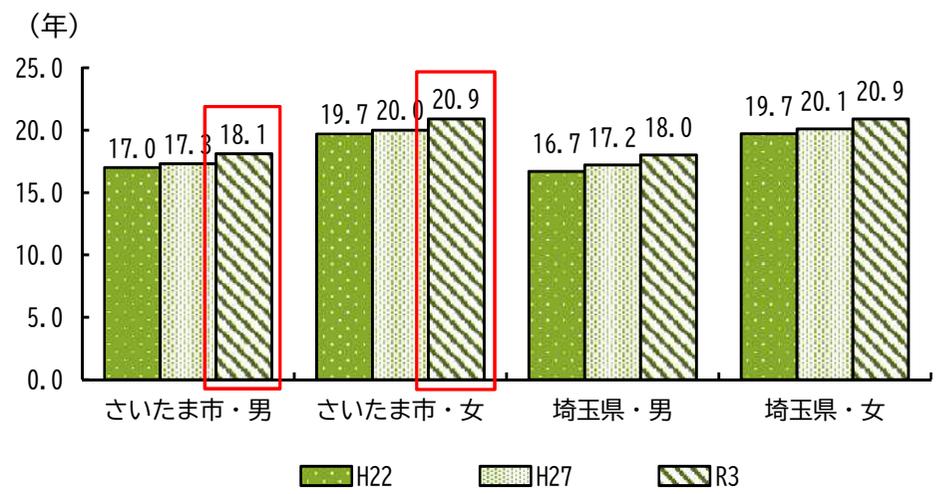
- 本市の平均寿命は、男性が82.0歳、女性が87.9歳（令和2年）。
- 本市の65歳健康寿命（※）は、男性が18.1年、女性が20.9年（令和3年）であり、男女とも増加傾向。

（※）65歳に達した人が要介護度2以上になるまでの健康で自立した生活を送る期間

### 本市の平均寿命（性別）



### 本市の65歳健康寿命（性別）



# 要支援・要介護認定者数と認定率の見込み

- 第9期の第1号被保険者の認定者数は計画最終年度である令和8(2026)年度に約6.3万人に増加。
- 認定率は概ね年0.4ポイントずつ上昇し、令和8(2026)年度には19.7%程度になる見込み。
- 令和17(2035)年度以降、「団塊の世代」が徐々に減少する一方、「団塊ジュニア」世代が比較的認定率の低い傾向にある前期高齢者となることで、認定率は減少する見込み。



資料: 令和4年度及び5年度の値は、介護保険事業状況報告  
(各年9月末時点)

- ※認定者数の令和6年度から22年度までの将来推計値は、令和5年9月末時点の認定者数を基にした、要介護別・性別・年齢構成区分別の出現率法による算出結果によります。
- ※第1号被保険者数の令和6年度から22年度までの値は、保険料推計のため直近の人口を反映することで、より実態に近い数値とするため、平成25～令和5年までの住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による独自推計値を用いています。
- ※項目ごとに四捨五入をしているため、項目の計と合計が一致しないことがあります。
- ※本推計は自然体推計であり、平成29年度から始めた介護予防等の取組による影響は見込んでいませんが、今後、認定率の変化等を見ながらより効果的な取組の実施に努めます。

# 高齢者福祉をめぐる社会変化・政策動向

## (1) 2040年を展望した施策展開の必要性

- 令和22(2040)年には、高齢者人口が40万人を超え、高齢化率が29.6%と、市民の3人に1人が高齢者という状況。
- 後期高齢者のうち特に介護ニーズが高い85歳以上の高齢者は、令和17(2035)年には約9.3万人(令和2(2020)年と比べ約2倍)増加する見通し。
- 高齢者やその家族における医療・介護・生活支援に対するニーズは、今後も増大・多様化していくことが見込まれ対応が急務

## (2) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 高齢者が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、指定地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要。
- 地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進する必要。

## (3) 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向け、「社会福祉基盤の整備」「医療と介護の連携強化」「医療・介護の情報基盤の一体的な整備」等による地域包括ケアシステムの一層の推進に取り組む必要。

## (4) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を計画的に整備することが重要になるほか、本市の生産年齢人口が減少する見通しの中、人材の確保や介護サービスの質の維持・向上に取り組んでいく必要。

## (5) 災害に対する備えや感染症の影響を受けて

- 多発する自然災害や新型コロナウイルス等の感染症による高齢者の生活リスクの高まりに対して備える必要。

## (6) 持続可能な開発目標(SDGs)への対応

- 「誰一人取り残さない」SDGsの理念は「地域共生社会」の考え方につながることから、SDGsの視点を踏まえ計画を策定

# 計画の基本方針と総合・成果指標

- 基本方針に「市民の生涯現役での活躍」と「住み慣れた地域で健康に暮らせる環境づくり」という2つの行動軸を設定。
- 基本方針の実現状況を分かりやすく示すため、「総合指標」及び「成果指標」を設定。

## ■基本方針

市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ることで、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

## ■総合指標及び成果指標

【総合指標】 高齢者の市民満足度

【成果指標】 ① 主観的幸福度 ② 社会参加状況 ③ 主観的健康度 ④ 介護認定率

⑤ 健康寿命

⑥ 地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合

⑦ 「学習機会を得ている」と感じる市民の割合

⑧ 「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合

⑨ 市民の就業率

# 計画の施策体系

- 一人ひとりの取組である「自助」、支え合いの取組である「互助」、介護保険制度とこれを補完する福祉サービスである「共助・公助」の視点を、3つの基本目標として設定。
- 3つの基本目標及び7つの基本分野の下、4つの重点施策を含む20の施策を推進。

**基本目標1 高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、健康維持と介護予防の取組を推進し、高齢者が活躍できる場を確保します**

自助の  
観点

**基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます**

- (1) 健康づくりの支援
- (2) ◎**介護予防・重度化防止の推進**

**基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します**

- (1) ◎**セカンドライフの充実**
- (2) 高齢者の交流の場の確保

- 「◎」は基本方針実現のため取り組む重点施策
- 認知症基本法制定に伴い、「基本分野3(4)総合的な認知症施策の推進」を新たに重点施策に設定

**基本目標2 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します**

互助の  
観点

**基本分野3 地域で幅広く高齢者の生活を支援します**

- (1) ◎**地域の支え合いによる生活支援の体制整備**
- (2) 多様な主体による生活支援
- (3) ひとり暮らし高齢者への支援
- (4) ◎**総合的な認知症施策の推進**
- (5) 権利擁護・虐待防止の推進
- (6) 介護者（ケアラー）への支援

- 「認知症施策推進計画」、「成年後見利用促進計画」として本計画と一体的に策定

**基本分野4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します**

- (1) 長寿の慶祝

**基本目標3 高齢者が安心して暮らせるよう、居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります**

共助・公助  
の観点

**基本分野5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します**

- (1) 高齢者向け施設・住宅の確保
- (2) 高齢者の居住環境の整備
- (3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保

**基本分野6 介護サービス等の充実を図ります**

- (1) 介護保険施設と居住系サービスの充実
- (2) 地域密着型サービス等の整備促進
- (3) 介護人材の確保
- (4) 介護サービスの適正化と質の向上
- (5) 介護サービスの補完

**基本分野7 医療と介護の連携を強化します**

- (1) 在宅医療・介護連携の推進

# 基本目標1(自助) 主な事業 (全26事業)

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、健康維持と介護予防の取組を推進し、高齢者が活躍できる場を確保します。

## ◆基本分野1 健康の維持と介護予防を進めます (全10事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>健(検)診の実施</li> </ul>	4
(2)【重点施策】 介護予防・重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</li> <li>介護予防に関する教室や講座の実施</li> <li>介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成</li> <li>地域リハビリテーション活動の支援</li> <li>短期集中予防サービスモデル事業の実施</li> </ul>	6

## ◆基本分野2 高齢者が活躍できる場を確保します (全16事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)【重点施策】 セカンドライフの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>セカンドライフ支援センター(リ・とらいふ)の運営</li> <li>高齢者の社会参加及び生きがいづくり活動の支援</li> <li>高齢者によるボランティア活動の支援</li> <li>地域におけるボランティア研修講座の開催</li> <li>シニアユニバーシティの運営等</li> <li>生涯学習機会の提供</li> <li>シルバー人材センターを通じた就業の促進</li> </ul>	11
(2)高齢者の交流の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の集いの場に対する支援</li> <li>高齢者の交流、生きがい、健康づくりに寄与する施設の整備・運営</li> </ul>	5

# 基本目標2(互助) 主な事業 (全36事業)

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、様々な課題を相談でき、互いに解決し合える幅広く支え合う地域づくりを推進します。

## ◆基本分野3 地域の多様な主体により高齢者の生活を支援します(全32事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)【重点施策】 地域の支え合いによる生活支援の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター(シニアサポートセンター)の機能強化等</li> <li>地域ケア会議の開催</li> <li>たまねっこの養成</li> <li>たまねっこ養成講座修了者へのフォローアップ</li> <li>生活を支える移動手段の充実</li> </ul>	8
(2)多様な主体による生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り活動の推進</li> <li>高齢者によるボランティア活動の支援&lt;再掲&gt;</li> </ul>	8
(3)ひとり暮らし高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急通報機器等を用いたひとり暮らし高齢者の見守り</li> </ul>	3
(4)【重点施策】 総合的な認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人に関する理解の増進等</li> <li>認知症バリアフリー推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援</li> </ul>	4
(5)権利擁護・虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止、早期発見、対応の推進</li> </ul>	4
(6)介護者(ケアラー)への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護者が集い、相談できる場の確保</li> <li>家族介護者の周知及び支援体制の充実</li> </ul>	5

## ◆基本分野4 長寿を尊ぶ地域社会を醸成します (全4事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)長寿の慶祝	<ul style="list-style-type: none"> <li>敬老祝金の支給</li> </ul>	4

# 基本目標3(共助・公助) 主な事業(全50事業)

高齢者が安心して暮らせるよう、居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります。

## ◆基本分野5 誰もが安心して暮らせる環境を整備します (全19事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1) 高齢者向け施設・住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料老人ホームの指導・監督</li> </ul>	6
(2) 高齢者の居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家発生予防のための普及啓発活動</li> </ul>	4
(3) 高齢者の暮らしにおける安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談の実施</li> <li>生活を支える移動手段の充実&lt;再掲&gt;</li> <li>道路・交通におけるバリアフリー化の推進</li> <li>高齢者の交通事故の減少</li> <li>災害時における高齢者の安全確保</li> <li>高齢者家庭防火訪問の実施</li> <li>緊急時安心キットの広報</li> </ul>	9

## ◆基本分野7 医療と介護の連携を強化します (全5事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護関係者への研修の実施</li> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護&lt;再掲&gt;</li> </ul>	5

# 基本目標3(共助・公助) 主な事業(全50事業)

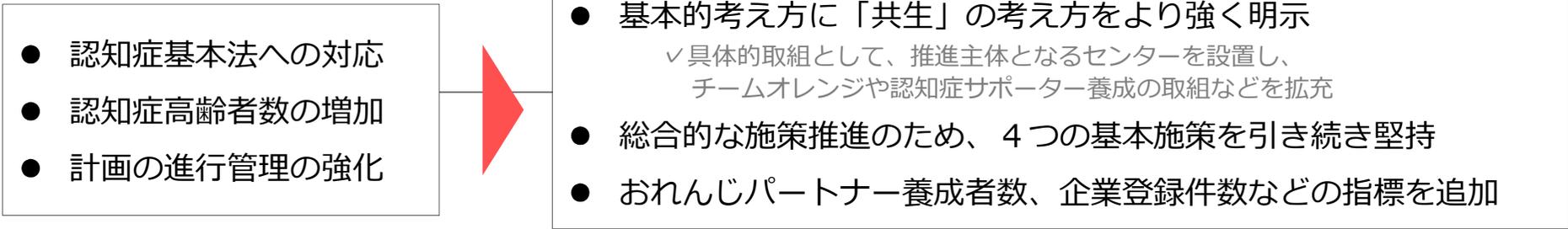
高齢者が安心して暮らせるよう、居住環境の整備と介護サービスの充実、医療と介護の連携強化を図ります。

## ◆基本分野6 介護サービスの充実を図ります (全26事業)

施策	主な事業 (活動指標を設定する事業等)	事業総数
(1)介護保険施設と居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護医療院</li> <li>特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)</li> <li>認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)</li> <li>地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>	7
(2)地域密着型サービスの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービス運営委員会の開催</li> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>認知症対応型通所介護</li> <li>小規模多機能型居宅介護</li> <li>看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)</li> </ul>	7
(3)介護人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護業界のイメージアップに向けた普及啓発</li> <li>処遇改善加算取得の促進</li> <li>介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成&lt;再掲&gt;</li> <li>たまねっこの養成&lt;再掲&gt;</li> </ul>	6
(4)介護サービスの適正化と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付の適正化推進</li> </ul>	2
(5)介護サービスの補完	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度の要介護状態にある高齢者とその家族に対する支援</li> </ul>	4

# 第3章 認知症施策推進計画

## <計画のポイント>



# 概要

**基本的な考え方**

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けて、認知症の予防から、重度の方への対応、その介護者への対応まで切れ目のない支援に取り組むとともに、**認知症の方も社会の一員として活躍ができる「共生」のまちづくりを進めます。**

**指標**

認知症サポーター養成者数    おれんじパートナー養成者数    認知症フレンドリー企業・団体の登録件数

4つの基本施策			
<b>1 認知症の人に関する理解の増進等</b>	<b>2 認知症予防に資する可能性のある活動の推進</b>	<b>3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</b>	<b>4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援</b>
① 認知症サポーター養成講座等の推進 ② 「認知症ケアパス」作成 ③ 認知症の日及び月間における普及・啓発イベント等の開催	① 介護予防に関する教室や講座の実施 ② 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成	① 認知症疾患医療センター ② 認知症初期集中支援チームの活用 ③ 医療従事者・介護従事者の認知症対応力の向上 ④ 認知症地域支援推進員の配置 ⑤ もの忘れ検診の推進 ⑥ 認知症対策推進事業 ⑦ 認知症情報共有パスの提供 ⑧ 認知症相談の実施 ⑨ 介護者が集い、相談できる場の確保	① チームオレンジの推進 ② 本人発信支援 ③ 認知症高齢者等に対する見守りの推進 ④ 若年性認知症支援コーディネーターの活動の拡充

主な取組

# 第4章 成年後見制度利用促進計画

## <関係法令等による位置づけ>

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年～）

### 第14条第1項

市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める

- さいたま市においては、令和3年度～令和5年度を計画期間として第一期計画を策定。※高齢者保健福祉計画と一体的に策定  
第一期計画期間が終了するため、次期計画を策定する。（計画期間：令和6年度～令和8年度）

## <成年後見制度に係る本市の現状と次期計画の内容>

- 本市在住の成年後見制度利用者は約1,600人（令和4年12月末時点、さいたま家裁情報提供）。令和元年度12月末時点から約130人の増加。
- 制度利用者は高齢者が多く、利用開始原因は認知症が約6割を占め最も多い。
- 令和4年度に国において閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を反映し、「地域共生社会」の実現に向けて、成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。
- 令和3年度に設置した地域連携ネットワークの中核機関を中心に、市民からの相談対応、制度の周知・啓発、任意後見制度の利用促進、市民後見人の育成等の取組をさらに進める。

### 主な 施策

(1) 相談対応

(2) 周知・啓発

(3) 親族後見人等の支援

(4) 任意後見制度の利用促進

(5) 担い手の確保・育成等の推進(市民後見人の育成等)

(6) 成年後見制度利用支援事業(市長申立・報酬助成)

# 第5章 各区の取組

- 各区の令和5年の高齢化率は、令和2年と比べて上昇地区の割合が多い。最高は岩槻区、最低は南区。
- 各区役所高齢介護課は、地域包括ケアの環境づくりを進めるため、各区の現状と課題を踏まえ、地域と連携して介護予防事業や認知症施策などの取組を推進。

## ◆各区役所の主な取組



資料:さいたま市ホームページ(各年10月1日時点)

# 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の 待機者解消方針

## ● 「入所順位に至らない」待機者

- 介護老人福祉施設は全国いずれの自治体の施設でも利用可能。
- 入所は「必要性が高い申込者を優先」とされており、「入所順位に至らない」待機者は、市外申込者よりも「必要性が低い」と施設側に判断されるケースが多いと考えられる。
- このため、**入所者を本市の被保険者に限定する地域密着型介護老人福祉施設を整備**することにより、今後の需要増を含め、待機者を解消。

## ● 「家族等が希望しているが、本人が希望していない」待機者

- 在宅で生活するためのサービスとして、**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの事業所の整備を推進。**

## ● 「医療的ケアなどが必要なため施設で対応不能」な待機者

- 医療的ケア等の必要性により特別養護老人ホームへの入所が困難なことから、**対応できる可能性の高い介護医療院の整備を推進。**

# 主な施設サービスの整備計画

施設種類	令和5年度末累計 (見込み)	令和6年度 2024年	令和7年度 2025年	令和8年度 2026年	第9期 計画計
<b>1 介護保険施設</b>					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6,917人	—	—	—	0人
介護老人保健施設	2,774人	—	—	—	0人
介護医療院※1	495人	200人	—	—	200人
<b>2 地域密着型サービス</b>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10か所	1か所	1か所	—	2か所
地域密着型通所介護	79か所	—	—	—	—
(介護予防)認知症対応型通所介護	13か所	2か所	2か所	2か所	6か所
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	17か所	2か所	2か所	—	4か所
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1,438人	90人	90人	90人	270人
地域密着型特定施設入居者生活介護	57人	29人	29人	29人	87人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	164人	58人	58人	58人	174人
看護小規模多機能型居宅介護	4か所	1か所	1か所	1か所	3か所
<b>3 高齢者施設</b>					
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	0人	—	—	—	0人
特定施設入居者生活介護(混合型)※2(有料老人ホーム等)	8,819人	100人	100人	100人	300人

※1 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設からの転換に限ります。

※2 新設による整備は行いません。令和6年4月1日において既に届出又は登録のある高齢者向け集合住宅(住宅型有料老人ホーム及び住宅型サービス付き高齢者向け住宅)からの転換に限ります。

# 第9期介護保険料基準額と改定の主要因

基準額 (第5段階)	第8期 令和3～5年度	第9期 令和6～8年度	増分	上昇率
保険料率 (年額)	72,408円	76,872円	4,464円	6.2%
保険料率 (月額)	6,034円	6,406円	372円	

## ① 介護給付等に要する費用の増加

- 人口推計により、第9期の3年間で高齢者が約0.8万人増加。その内、前期高齢者(65～74歳)が約0.7万人減少する一方、介護サービスの必要性が高くなる後期高齢者(75歳以上)が約1.5万人増加。
- 後期高齢者の増加に伴う介護認定率の上昇により介護給付費が増加。

## ② 介護報酬改定(プラス1.59%)

- 介護報酬が全体で1.59%上昇。[前回 プラス0.70%]

## ③ 基金の繰入れ

- 保険給付費準備基金(残高約38億円)全額取り崩し。[前回 約37億円]

## ④ 低所得者への配慮

- 低所得者は低い負担割合を継続し、低所得者に配慮した設定とする。
- 所得段階第1段階から第3段階の低所得者に対し、社会保障と税の一体改革により公費を投入し、保険料の負担軽減を行う。

## ⑤ 高所得者の応分負担

- 高所得者の負担割合を変更し、保険料を負担能力(所得)に見合った応分の負担とする。

# 第9期介護保険料の段階設定

第8期 介護保険料 (R3~R5)

所得段階	所得段階の要件	基準額に対する割合	年額(円)
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者 公的年金等収入 + 合計所得金額 80万円以下	0.50	36,204
		0.30	21,723
第2段階	公的年金等収入 + 合計所得金額 80万円超え120万円以下	0.60	43,445
		0.35	25,343
第3段階	公的年金等収入 + 合計所得金額 120万円超える	0.65	47,066
		0.60	43,445
第4段階	公的年金等収入 + 合計所得金額 80万円以下	0.85	61,547
第5段階	公的年金等収入 + 合計所得金額 80万円超える	1.00	72,408
第6段階	合計所得金額 125万円未満	1.10	79,649
第7段階	合計所得金額 125万円～200万円未満	1.30	94,131
第8段階	合計所得金額 200万円～350万円未満	1.50	108,612
第9段階	合計所得金額 350万円～500万円未満	1.70	123,094
第10段階	合計所得金額 500万円～700万円未満	2.00	144,816
第11段階	合計所得金額 700万円～1000万円未満	2.30	166,539
第12段階	合計所得金額 1000万円以上	2.65	191,882

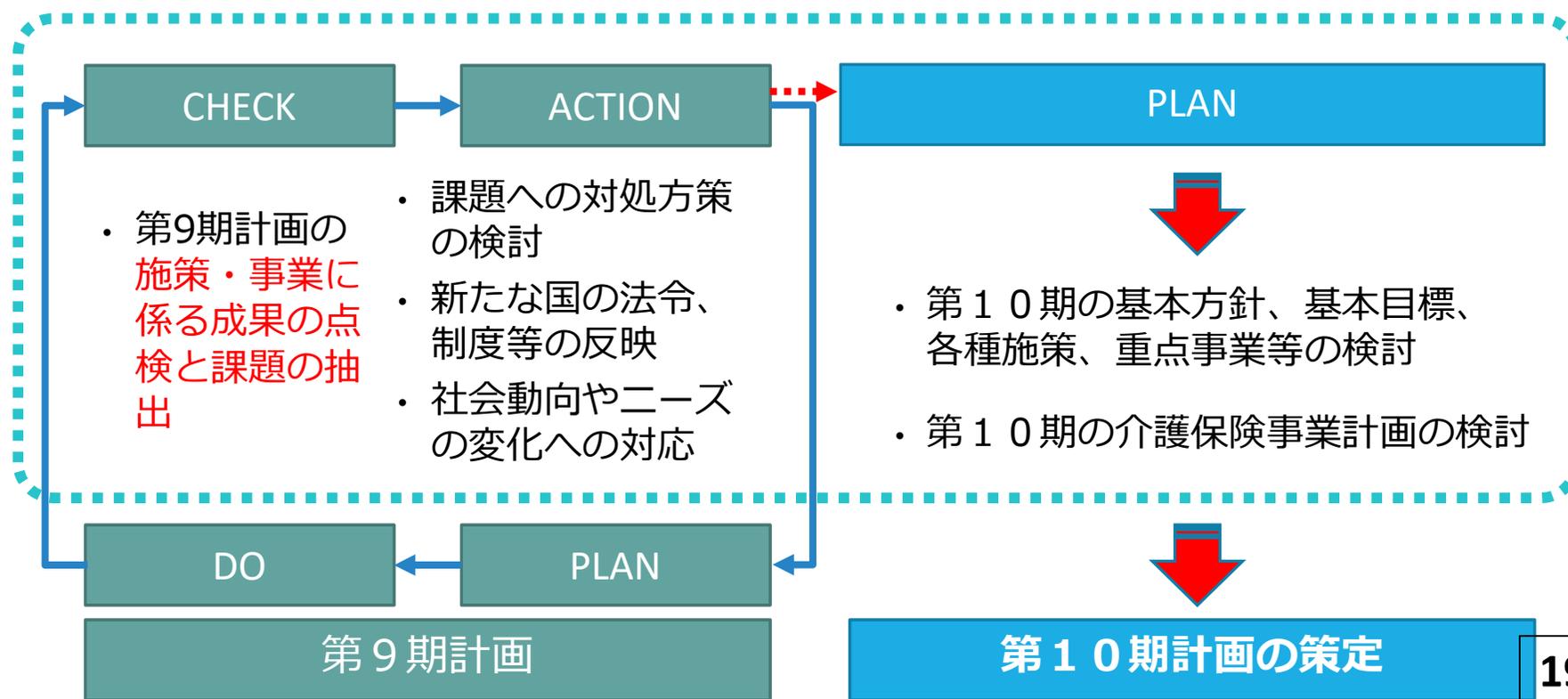
第9期 介護保険料 (R6~R8)

所得段階	所得段階の要件	基準額に対する割合	年額(円)	差額	上昇率	人数構成
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者 公的年金等収入 + 合計所得金額 80万円以下	0.455	34,977	-1,227	-3.4%	16.67%
		0.285	21,909	186	0.9%	
第2段階	公的年金等収入 + 合計所得金額 80万円超え120万円以下	0.600	46,124	2,679	6.2%	7.17%
		0.400	30,749	5,406	21.3%	
第3段階	公的年金等収入 + 合計所得金額 120万円超える	0.690	53,042	5,976	12.7%	6.76%
		0.685	52,658	9,213	21.2%	
第4段階	公的年金等収入 + 合計所得金額 80万円以下	0.900	69,185	7,638	12.4%	12.51%
第5段階	公的年金等収入 + 合計所得金額 80万円超える	1.000	76,872	4,464	6.2%	12.39%
第6段階	合計所得金額 120万円未満	1.100	84,560	4,911	6.2%	11.82%
第7段階	合計所得金額 120万円～210万円未満	1.300	99,934	5,803	6.2%	15.39%
第8段階	合計所得金額 210万円～320万円未満	1.500	115,308	6,696	6.2%	7.83%
第9段階	合計所得金額 320万円～420万円未満	1.700	130,683	7,589	6.2%	3.35%
第10段階	合計所得金額 420万円～520万円未満	1.900	146,057	22,963	18.7%	1.69%
第11段階	合計所得金額 520万円～620万円未満	2.100	161,432	16,616	11.5%	0.90%
第12段階	合計所得金額 620万円～720万円未満	2.300	176,806	31,990	22.1%	0.58%
第13段階	合計所得金額 720万円～1000万円未満	2.400	184,493	17,954	10.8%	0.95%
第14段階	合計所得金額 1000万円～1500万円未満	2.800	215,242	23,360	12.2%	0.76%
第15段階	合計所得金額 1500万円以上	3.000	230,616	38,734	20.2%	1.24%

※ 各期の所得段階第1段階から第3段階の下段は、軽減後の基準額に対する割合による保険料率を表示。

# 計画の進捗管理(PDCA)

- 毎年度、事業の実施状況と「活動指標」を把握し、個々の「事業レベル」の進捗状況を確認。
- 加えて、「総合指標」及び「成果指標」を把握し、「施策レベル」での進捗管理と評価を実施。
- 同時に、進捗管理の結果を「高齢者福祉専門分科会」に報告するとともに、必要に応じて、指標や事業の実施方法の見直し等についてご意見を伺い、次期(第10期)の計画の検討に反映。
- これらの内容は、市ホームページ等を通じて、市民に情報提供する。



## ○さいたま市社会福祉審議会条例

平成15年3月14日  
条例第12号

(趣旨等)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、さいたま市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(子ども・子育て支援法に基づく事務処理)

第3条 審議会は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(追加〔平成25年条例25号〕)

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく調査審議)

第4条 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、同条に掲げる事項を調査審議するものとする。

(追加〔平成26年条例48号〕)

(組織)

第5条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

(追加〔平成26年条例20号〕、一部改正〔平成26年条例48号〕)

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(一部改正〔平成25年条例25号・26年20号・48号〕)

(職務代理)

第7条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(一部改正〔平成25年条例25号・26年20号・48号〕)

(会議)

第8条 委員長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔平成25年条例25号・26年20号・48号〕)

(専門分科会)

第9条 法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項の規定により、審議会に民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会並びに高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、児童虐待検証専門分科会及び特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会を置く。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選により定める。

4 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 審議会は、専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(一部改正〔平成22年条例15号・25年25号・26年20号・48号・29年24号〕)

(審査部会)

第10条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定により障害者福祉専門分科会に障害程度審査部会を置くほか、身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関する事項を調査審議するため指定医師審査部会を、育成医療及び更生医療を担当する自立支援医療機関の指定に関する事項を調査審議するため育成医療更生医療指定自立支援医療機関審査部会を置く。

2 児童福祉専門分科会に、児童の措置、里親の認定及び被措置児童等虐待に関する事項を調査審議するため児童養護審査部会を置くほか、幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する事項を調査審議するため認定こども園設置認可等審査部会を置く。

3 指定医師審査部会及び育成医療更生医療指定自立支援医療機関審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

4 児童養護審査部会及び認定こども園設置認可等審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

- 5 審査部会に審査部会長を置き、当該審査部会に属する委員の互選により定める。
- 6 審査部会長は、当該審査部会の事務を掌理する。
- 7 審査部会長に事故があるときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 8 審議会は、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(一部改正〔平成18年条例12号・22年15号・25年25号・26年20号・48号〕)

(準用)

第11条 第8条の規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「専門分科会にあつては専門分科会長、審査部会にあつては審査部会長」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成25年条例25号・26年20号・48号〕)

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。

(一部改正〔平成25年条例25号・26年48号・令和5年1号〕)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(一部改正〔平成25年条例25号・26年20号・48号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(さいたま市保健福祉総合計画審議会条例の廃止)
- 2 さいたま市保健福祉総合計画審議会条例(平成13年さいたま市条例第295号)は、廃止する。

附 則(平成18年3月23日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第15号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年7月9日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年7月9日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。次項において「一部改正法」という。)の施行の日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項に規定する設置認可に関する事項については、施行日前においても、この条例による改正後のさいたま市社会福祉審議会条例の規定の例により、調査審議その他必要な行為を行うことができる。

附 則(平成29年3月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月13日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

- I 根拠規定 社会福祉法第7条（審議会）  
さいたま市社会福祉審議会条例第9条（専門分科会）
- II 目的 高齢者福祉の推進に関する事項を調査・審議する。
- III 定数 50人以内（審議会）、15人程度（専門分科会）
- IV 任期 3年
- V 活動周期 1年：「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（3か年。  
以下「計画」）の達成状況確認その他 ※年3回程度  
2年：計画の達成状況確認と次期計画に向けた検討（計画  
検討会の設置） ※分科会3回、検討会2回程度  
3年：新計画の策定 ※分科会3回 検討会4回程度
- VI 活動予定 第1回（令和6年8月予定）  
・さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業  
計画（前期）の進捗状況について  
・さいたま市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業  
計画の概要について  
・その他各所管からの報告事項  
第2回（令和7年1月予定）、第3回（令和7年3月予定）  
・さいたま市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事  
業計画（次期）の方向性の検討等
- VII 活動規程 § 専門分科会に会長を置き、委員の互選により定める。  
§ 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。  
§ 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ会長が  
指名する委員がその職務を代理する。（職務代理者）  
§ 審議会は、専門分科会の決議をもって審議会の決議と  
する。